

鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 3 月 24 日（火）第 91 号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額（※）
（総務事務センター取扱い） 1
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額（※）
（総務事務センター取扱い） 2
- 土地利用基本計画の変更
（地域政策課取扱い） 2
- 保安林の指定予定
（森づくり推進課取扱い） 2
- 保安林の指定の解除予定
（森づくり推進課取扱い） 3
- 保安林の指定施業要件の変更予定（2件）
（森づくり推進課取扱い） 3
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定
（水産振興課取扱い） 4
- 牛根麓地区特定漁港漁場整備事業計画の変更案の縦覧
（漁港漁場課取扱い） 4
- 農業振興地域の区域の変更（2件）
（農村振興課取扱い） 4
- 土地改良区の役員の退任の届出
（農地整備課取扱い） 5
- 県営土地改良事業の計画の決定
（農地整備課取扱い） 5
- 県営土地改良事業の計画の変更（3件）
（農地整備課取扱い） 5
- 県営土地改良事業の工事の完了（9件）
（農地整備課取扱い） 6
- 基本測量の終了（2件）
（監理課取扱い） 7
- 鹿児島県建設工事請負契約書標準書式の廃止（※）
（監理課取扱い） 8
- 道路の区域の変更（3件）
（道路維持課取扱い） 8
- 道路の供用の開始
（道路維持課取扱い） 9
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 10
- 監 査 委 員 告 示
- 鹿児島県監査基準（※）
（監査委員事務局取扱い） 10
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示
（生活安全企画課取扱い） 14
- 公 安 委 員 会 公 告
- 令和2年度技能検定員審査等公告
（免許試験課取扱い） 15

告 示

鹿児島県告示第286号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鹿児島県条例第30号）第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額を次のように定め、令和2年3月24日から施行する。

なお、平成4年6月26日鹿児島県告示第1274号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額）は、

廃止する。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の 2 第 1 項及び第 5 条の 3 第 1 項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、平成 4 年自治省告示第 58 号（地方公務員災害補償法第 2 条第 11 項及び第 13 項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の規定の例による。

鹿児島県告示第 287 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年鹿児島県条例第 30 号）第 10 条の 2 の規定により知事が定める金額を次のように定め、令和 2 年 3 月 24 日から施行する。

なお、平成 8 年 7 月 10 日鹿児島県告示第 1093 号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の規定により知事が定める額）は、廃止する。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 10 条の 2 の知事が定める金額は、平成 8 年自治省告示第 95 号（地方公務員災害補償法第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の規定の例による。

鹿児島県告示第 288 号

国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条第 1 項の規定により、土地利用基本計画を次のように変更した。

なお、変更後の土地利用基本計画に係る土地利用基本計画図は、鹿児島県企画部地域政策課並びに関係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

変更の要旨

土地利用基本計画図の都市地域、農業地域、森林地域及び自然公園地域に関する次の表に掲げる変更

変 更 の 概 要	関 係 市 町
都市として総合的に開発・整備・保全する必要がある区域の都市地域の拡大	阿久根市
都市として総合的に開発・整備・保全する必要がない区域の都市地域からの除外	阿久根市
農業の振興を図る必要がある区域の農業地域の拡大	鹿児島市，鹿屋市及び日置市
農業の振興を図る必要のない区域の農業地域からの除外	鹿屋市，出水市，日置市及び霧島市
現況が森林でない区域の森林地域からの除外	鹿屋市，阿久根市，出水市，指宿市，薩摩川内市，南九州市，伊佐市，さつま町，長島町及び大崎町
自然公園として保護・利用する必要がある区域の自然公園地域の拡大	奄美市
自然公園として保護・利用する必要がない区域の自然公園地域からの除外	奄美市

鹿児島県告示第 289 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字伊須字瀧山290番, 292番, 字金久田432番 (次の図に示す部分に限る。), 437番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については, 主伐は, 択伐による。
字瀧山290番, 292番, 字金久田432番
イ その他の森林については, 主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は, 省略し, その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第290号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により, 次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿児島市喜入一倉町11620番26 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は, 省略し, その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第291号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により, 次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年7月21日農林水産省告示第1261号 (二に係るものに限る。)
- 2 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は, 次のとおりとする。
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第292号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
始良市上名字野下3634番, 3642番 1, 字櫻荷床3723番 1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第293号

大島郡瀬戸内町大字古仁屋229番地 5 関秀利及び大島郡瀬戸内町大字古仁屋字松江 7 番地 17 町元二からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は, 同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 瀬戸内町区域（瀬戸内漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主として旗流し漁業を営む漁業

鹿児島県告示第294号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により牛根麓地区特定漁港漁場整備事業計画（平成20年9月26日鹿児島県公報第2432号登載）を変更したいので, 当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお, 当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に意見がある者は, 縦覧期間満了の日までに, 知事に対し意見書を提出することができる。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧期間
令和 2 年 3 月 24 日から同年 4 月 13 日まで
- 2 縦覧場所
鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び大隅地域振興局建設部河川港湾課並びに垂水市役所水産商工観光課

鹿児島県告示第295号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により, 鹿児島県農業振興地域の区域（平成30年3月13日鹿児島県告示第261号による変更後の区域）を次のとおり変更する。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島農業振興地域の区域

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県農政部農村振興課及び鹿児島地域振興局農林水産部農政普及課並びに鹿児島市産業局農林水産部農政総務課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第296号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、霧島農業振興地域の区域（平成18年12月8日鹿児島県告示第1888号による変更後の区域）を次のとおり変更する。

令和2年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

霧島農業振興地域の区域

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県農政部農村振興課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部農政普及課並びに霧島市農林水産部農政畜産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第297号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、出水平野土地改良区の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和2年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

退任した役員の氏名及び住所

監事 吉本 純久 出水市中央町1358番地

鹿児島県告示第298号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地中間管理機構関連農地整備（区画整理）益丸地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和2年3月25日から同年4月21日まで
- 3 縦覧場所
大崎町役場耕地課

鹿児島県告示第299号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（通作・畑網）（農道整備）芦清良地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧期間
令和2年3月25日から同年4月21日まで
- 3 縦覧場所
知名町役場耕地課

鹿児島県告示第300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（土層改良）第二真正地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和2年3月25日から同年4月21日まで
- 3 縦覧場所
与論町役場産業振興課

鹿児島県告示第301号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（土層改良及び農道整備）叶地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和2年3月25日から同年4月21日まで
- 3 縦覧場所
与論町役場産業振興課

鹿児島県告示第302号

土地改良事業県営中山間地域総合農地防災（農業用排水施設整備）上場南地区の工事は、平成26年9月5日に完了した。

令和2年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第303号

土地改良事業県営中山間地域総合農地防災（暗渠排水）^{きよ}上場南地区の工事は、平成23年3月31日に完了した。

令和2年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第304号

土地改良事業県営用排水施設整備（農業用排水施設整備）竹中新田地区の工事は、平成26年3月26日に完了した。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第305号

土地改良事業県営農業用河川工作物応急対策（農業用排水施設整備）山中地区の工事は、平成26年3月20日に完了した。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第306号

土地改良事業県営ため池整備（農業用排水施設整備）奥牟田地区の工事は、平成25年11月28日に完了した。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第307号

土地改良事業県営生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業（農業用排水施設整備）丹生附地区の工事は、平成25年3月27日に完了した。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第308号

土地改良事業県営生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業（農用地保全）丹生附地区の工事は、平成24年3月26日に完了した。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第309号

土地改良事業県営生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業（暗渠排水）丹生附地区の工事は、平成25年3月27日に完了した。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第310号

土地改良事業県営農地防災（ため池等整備事業（用排水施設整備））（農業用排水施設整備）住吉地区の工事は、平成26年3月28日に完了した。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第311号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和元年9月17日鹿児島県告示第370号で告示した基本測量の実施は、令和2年3月10日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第312号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和元年12月6日鹿児島県告示第555号で告示した基本測量の実施は、令和2年3月10日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 告 示 第 313 号

平成 8 年 9 月 27 日 鹿 児 島 県 告 示 第 1400 号 (鹿 児 島 県 建 設 工 事 請 負 契 約 書 標 準 書 式) は、令 和 2 年 3 月 31 日 限 り 廃 止 す る。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 告 示 第 314 号

道 路 法 (昭 和 27 年 法 律 第 180 号) 第 18 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 道 路 の 区 域 を 変 更 し た。

な お、区 域 を 表 示 し た 図 面 は、令 和 2 年 3 月 24 日 か ら 2 週 間、鹿 児 島 県 土 木 部 道 路 維 持 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

道 路 の 種 類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)	敷 地 の 延 長 (メ ー ト ル)
県 道	名 瀬 瀬 戸 内 線	奄 美 市 名 瀬 永 田 町 10 番 5 地 先 から 6 番 1 地 先 ま で	前	11.0~44.0	170.0
			後	29.0~44.0	170.0

鹿 児 島 県 告 示 第 315 号

道 路 法 (昭 和 27 年 法 律 第 180 号) 第 18 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 道 路 の 区 域 を 変 更 し た。

な お、区 域 を 表 示 し た 図 面 は、令 和 2 年 3 月 24 日 か ら 2 週 間、鹿 児 島 県 土 木 部 道 路 維 持 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

道 路 の 種 類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)	敷 地 の 延 長 (メ ー ト ル)
県 道	脇 本 赤 瀬 川 線	阿 久 根 市 脇 本 字 窪 田 405 番 5 地 先 から 同 市 脇 本 字 栢 木 場 9011 番 1 地 先 ま で	前	4.4~15.2	719.9
			後	4.1~16.4	722.0
			後	7.7~20.7	709.5
		阿 久 根 市 赤 瀬 川 字 浦 田 3577 番 15 地 先 から 同 市 赤 瀬 川 字 平 畑 3710 番 1 地 先 ま で	前	6.4~17.9	289.7
後	8.7~27.2	290.0			

鹿 児 島 県 告 示 第 316 号

道 路 法 (昭 和 27 年 法 律 第 180 号) 第 18 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、次 の と お り 道 路 の 区 域 を 変 更 し た。

な お、区 域 を 表 示 し た 図 面 は、令 和 2 年 3 月 24 日 か ら 2 週 間、鹿 児 島 県 土 木 部 道 路 維 持 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

道 路 の 種 類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)	敷 地 の 延 長 (メ ー ト ル)
県 道	霜 出 川 辺 線	南 九 州 市 川 辺 町 高 田 字 西 ノ	前	27.3~61.6	140.0

	谷9239番1地先から同市川 辺町高田字里瀧ノ上9188番 1地先まで	後	37.0～61.6	140.0
--	---	---	-----------	-------

鹿児島県告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年3月24日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年3月24日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	霧出川辺線	南九州市川辺町高田字西ノ谷9227番1地先から同市川辺町高田字里瀧ノ上9188番1地先まで	令和2年3月24日

始良・伊佐地域振興局告示第13号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和2年3月24日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
こども・生活ソーシャルサポートセンターBecoming	始良市宮島町31番5	合同会社Becoming	始良市西餅田1178番地19	福田 浩	平成31年4月1日	児童発達支援・保育所等訪問支援
企業組合労協センター事業団国分地域福祉事業所ほのぼの児童デイサービスさくらのおうち	霧島市国分福島二丁目24-18番地	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区東池袋1-44-3池袋ISPタマビル	田嶋 羊子	平成31年4月1日	放課後等デイサービス
HIMAWARIのえがお	霧島市国分敷根字西上748番地10	一般社団法人HIMAWARI	霧島市国分中央六丁目22番57-16号	前田 裕樹	平成31年4月1日	放課後等デイサービス
きりしま総合発達支援センター	霧島市国分姫城字砂子田口3147番1	特定非営利活動法人Ryouikucircleはなはな	霧島市国分郡田238番地1	前原 利彦	平成31年4月1日	放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
通所支援事業所ばざる	始良市西餅田194番地8	株式会社ばざる	始良市西餅田2044番地44	中島 藍	平成31年4月1日	保育所等訪問支援
多機能型放課後等デイサービス子供の家	始良市加治木町木田字九反畑1764番	合同会社友愛	鹿児島市坂元町53番48号	宮崎 裕子	平成31年4月24日	児童発達支援・放課後等デイサービス

始良・伊佐地域振興局告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 2 年 3 月 24 日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
きりしま総合発達支援センター	霧島市国分姫城字砂子田口3147番1	特定非営利活動法人RyouikuCircleはなはな	霧島市国分郡田238番地1	前原 利彦	平成31年4月1日	生活介護
HIMAWARIのえくぼ	霧島市国分敷根字西上748番地10	一般社団法人HIMAWARI	霧島市国分中央六丁目22番57-16号	前田 裕樹	平成31年4月1日	就労継続支援B型

監査委員告示

鹿児島県監査委員告示第1号

鹿児島県監査基準を次のように定めた。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県監査委員 長野信弘
同 大 藺 豊
同 酒 匂 卓 郎
同 前 野 義 春

鹿児島県監査基準

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 一般基準（第2条—第8条）
- 第3章 実施基準（第9条—第15条）
- 第4章 報告基準（第16条—第20条）
- 第5章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第198条の4第1項の規定に基づき、監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第2条 監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、県の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、本基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び知事等に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

第3条 本基準における監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査（法第199条第1項、第4項及び第5項）
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
 - (2) 行政監査（法第199条第2項）
事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
 - (3) 財政的援助団体等監査（法第199条第7項）
補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
 - (4) 決算審査（法第233条第2項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項）
決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか、併せて、地方公営企業については、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているか審査すること。
 - (5) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）
会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
 - (6) 基金運用状況審査（法第241条第5項）
基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
 - (7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項）
健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。
 - (8) 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項）
知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること。
- 2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の規定を踏まえて、実施するものとする。
- （倫理規範）
- 第4条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に基づきその職務を遂行するものとする。
- （職務の遂行及び守秘義務）
- 第5条 監査委員は、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持するとともに、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。
- 2 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- （専門性）
- 第6条 監査委員は、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するに当たり、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。
- 2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員（以下「職員」という。）に対し、監査委員の職務が本基準に基づき遂行されるよう、県の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。
- （質の管理）
- 第7条 監査委員は、本基準に基づき、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査実施計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査資料として作成し、保存するものとする。

（情報管理）

第8条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報管理を徹底するものとする。

2 監査委員は、監査等において入手した個人情報について、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号）等に基づき適切に取り扱うものとする。

第3章 実施基準

（監査等の実施）

第9条 監査等は、別に定める監査実施基準に基づき行うものとする。

（監査実施計画）

第10条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査実施計画を策定するものとする。監査実施計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査実施計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査実施計画を修正するものとする。

（リスクの識別と対応）

第11条 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。本条、次条第2項並びに第17条第3項及び第4項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

（内部統制に依拠した監査等）

第12条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

（監査等の実施手続）

第13条 監査委員は、監査等の結果の形成に必要な証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査実施計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

2 監査委員は、監査等を行うに当たっては、前項で選択した手続に応じて、監査等の対象機関等に対し、別に定める監査調書等を提出させ、説明を求めるとともに、証拠書類その他監査等に必要なものを提示させ、又は資料を提出させるものとする。

3 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査等を追加して実施するものとする。

（各種の監査等の有機的な連携及び調整）

第14条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

（監査専門委員、外部監査人等との連携）

第15条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることがある。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

第4章 報告基準

（監査等の結果に関する報告等の作成及び提出）

第16条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することがあり、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勸

告することがある。

3 監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び知事に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を知事に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第17条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 監査等を実施した監査委員名

(2) 監査等実施年月日

(3) 本基準に準拠している旨

(4) 監査等の種類

(5) 監査等の対象機関等の名称

(6) 監査等の対象

(7) 監査等の着眼点(評価項目)

(8) 監査等の実施内容

(9) 監査等の結果

2 前項第9号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 財務監査 前項第1号から第8号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(2) 行政監査 前項第1号から第8号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(3) 財政的援助団体等監査 前項第1号から第8号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。

(4) 決算審査 前項第1号から第8号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること、併せて、地方公営企業については、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されていること。

(5) 例月現金出納検査 前項第1号から第8号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。

(6) 基金運用状況審査 前項第1号から第8号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、知事から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。

(7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。

(8) 内部統制評価報告書審査 知事が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること。

3 第1項第9号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果

に記載するとともに、必要に応じて、監査等の過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

- 5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。
（合議）

第18条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政的援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
 - (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
 - (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - (4) 決算審査に係る意見の決定
 - (5) 基金運用状況審査に係る意見の決定
 - (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
 - (7) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、知事及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

（公表）

第19条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

（措置状況の公表等）

第20条 監査委員は、監査の結果に関する報告を受けた者及び監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者から、措置の内容の通知があった場合は当該措置の内容を公表するものとする。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を受けた者及び監査の結果に関する報告に係る勧告を受けた者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

第5章 雑則

（雑則）

第21条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 鹿児島県監査委員監査規程（昭和60年鹿児島県監査委員告示第1号）は、廃止する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第32号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和2年3月24日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pアナザーゴッドハーデス2SC	株式会社メーシー	9P1899
ぱちんこ遊技機	Pカナカナ2with桃乃木かな	マルホン工業株式会社	0P0095
ぱちんこ遊技機	P新日本プロレスリングL6AU	株式会社アムテックス	0P0014

	3 S		
ぱちんこ遊技機	P ナナシー S P E C I A L 1 2 5 S 1	豊丸産業株式会社	9P1733
ぱちんこ遊技機	P A ナナシー S P E C I A L 6 6 V 4	豊丸産業株式会社	0P0051
ぱちんこ遊技機	P ビッグポップコーン Z	株式会社 A - g o n	9P1907
回胴式遊技機	S A T ブラックラグーン 4 S Y	株式会社スパイキー	0S0042
回胴式遊技機	S 対魔導学園 3 5 試験小隊 H 1	株式会社平和	9S1900

公安委員会公告

令和 2 年度技能検定員審査等公告

技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号）第 1 条及び第 10 条第 1 項の規定により、令和 2 年度技能検定員審査等を次のとおり実施する。

令和 2 年 3 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 鏑野孝清

1 前期審査の種類及び日時

(1) 教習指導員審査

ア 普通自動車免許

㍿ 筆記試験 令和 2 年 5 月 7 日 (木) 及び同年 6 月 29 日 (月) の午前 9 時から

㍿ 技能試験 令和 2 年 5 月 7 日 (木) 及び同年 6 月 29 日 (月) の午後 1 時から

㍿ 面接試験 令和 2 年 5 月 8 日 (金) 及び同年 6 月 30 日 (火) の午前 9 時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 令和 2 年 5 月 7 日 (木) 及び同年 6 月 29 日 (月) の午前 10 時から

ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 令和 2 年 6 月 8 日 (月)，同月 9 日 (火)，同月 10 日 (水)，同年 9 月 23 日 (水)，同月 24 日 (木) 及び同月 25 日 (金) のそれぞれの日の午後 1 時から

(2) 技能検定員審査

ア 普通自動車免許

㍿ 筆記試験 令和 2 年 5 月 11 日 (月) 及び同年 7 月 6 日 (月) の午前 10 時から

㍿ 技能試験 令和 2 年 5 月 11 日 (月) 及び同年 7 月 6 日 (月) の午後 1 時から

㍿ 面接試験 令和 2 年 5 月 12 日 (火) 及び同年 7 月 7 日 (火) の午前 9 時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 令和 2 年 5 月 11 日 (月) 及び同年 7 月 6 日 (月) の午前 10 時から

ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 令和 2 年 6 月 8 日 (月)，同月 9 日 (火)，同月 10 日 (水)，同年 9 月 23 日 (水)，同月 24 日 (木) 及び同月 25 日 (金) のそれぞれの日の午後 1 時から

2 後期審査の種類及び日時

(1) 教習指導員審査

ア 普通自動車免許

㍿ 筆記試験 令和 2 年 10 月 12 日 (月) の午前 9 時から

㍿ 技能試験 令和 2 年 10 月 12 日 (月) の午後 1 時から

㍿ 面接試験 令和 2 年 10 月 13 日 (火) の午前 9 時から

イ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 令和 2 年 10 月 12 日 (月) の午前 10 時から

ウ 大型自動車免許，中型自動車免許，準中型自動車免許，大型特殊自動車免許，大型自動二輪車免許，普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 令和 2 年 11 月 9 日 (月)，同月 10 日 (火) 及び同月 11 日 (水) のそれぞれ

の日の午後 1 時から

(2) 技能検定員審査

ア 普通自動車免許

(ア) 筆記試験 令和 2 年 10 月 19 日 (月) の午前 10 時から

(イ) 技能試験 令和 2 年 10 月 19 日 (月) の午後 1 時から

(ウ) 面接試験 令和 2 年 10 月 20 日 (火) の午前 9 時から

イ 大型自動車第二種免許, 中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

筆記試験 令和 2 年 10 月 19 日 (月) の午前 10 時から

ウ 大型自動車免許, 中型自動車免許, 準中型自動車免許, 大型特殊自動車免許, 大型自動二輪車免許, 普通自動二輪車免許及び牽引免許

技能試験 令和 2 年 11 月 9 日 (月), 同月 10 日 (火) 及び同月 11 日 (水) のそれぞれの日の午後 1 時から

3 審査の場所

鹿児島県警察本部交通部免許試験課 (始良市東餅田 3937 番地)

4 審査の申請手続

(1) 受審資格要件

ア 教習指導員審査

(ア) 普通自動車免許

審査を受ける日の年齢が 21 歳以上で普通自動車に係る運転免許を有する者

(イ) 大型自動車免許, 中型自動車免許, 準中型自動車免許, 大型特殊自動車免許, 大型自動二輪車免許, 普通自動二輪車免許及び牽引免許

受審する種類に係る運転免許を有し, かつ, 普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者で, 大型自動二輪車免許については, 普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有している者

(ウ) 大型自動車第二種免許, 中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

受審する種類に係る運転免許を有し, それぞれの免許に係る第一種免許の教習指導員資格を有している者で, かつ, 過去 1 年以内に, 国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習の技能又は知識に関する講習を修了している者

イ 技能検定員審査

(ア) 普通自動車免許

審査を受ける日の年齢が 25 歳以上で普通自動車に係る運転免許を有し, かつ, 普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者

(イ) 大型自動車免許, 中型自動車免許, 準中型自動車免許, 大型特殊自動車免許, 大型自動二輪車免許, 普通自動二輪車免許及び牽引免許

受審する種類に係る運転免許を有し, かつ, 普通自動車免許に係る技能検定員資格を有している者で, 大型自動二輪車免許については, 普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有している者

(ウ) 大型自動車第二種免許, 中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

受審する種類に係る運転免許を有し, それぞれの免許に係る第一種免許の技能検定員資格を有している者で, かつ, 過去 1 年以内に, 国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習を修了している者

ウ 受審の注意事項

受審者は, 教習指導員審査を 1 種, 技能検定員審査を 1 種の合計 2 種まで受審できるものとする。

(2) 申請書類

ア 審査申請書

イ 資格審査票

ウ 運転免許証の写し

エ 運転記録証明書 (過去 5 年間の交通違反等が記載されたもの。ただし, 普通自動車免許に限る。)

オ 教習指導員等の履歴書（普通自動車免許に限る。）

カ 普通自動車免許及び普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者は、その免許に係る教習指導員資格者証の写し

キ 普通自動車免許、普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格を有する者は、その免許に係る技能検定員資格者証の写し及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者は、その免許に係る教習指導員資格者証の写し

ク 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の教習指導員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の原本

ケ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受審する者は、受審しようとする免許の第一種免許の技能検定員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の原本

(3) 申請書類の提出先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3937番地 郵便番号 899-5421）
なお、郵送の場合は、封筒の表に「申請書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(4) 審査手数料及び納付方法

申請書類提出の際、審査申請書に鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）に定める額面の鹿児島県収入証紙を貼付して納付すること。ただし、審査細目により金額が異なるため、詳しくは問い合わせること。

なお、申請書類を受け付けた後は、審査手数料は返還しない。

5 前期受付期間

(1) 教習指導員及び技能検定員の普通自動車免許・二種免許（大型・中型・普通）

令和2年5月実施分は、同年4月1日（水）から同月15日（水）まで、同年6月及び7月実施分は、同年6月1日（月）から同月15日（月）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、令和2年4月15日及び同年6月15日の消印のあるものまで受け付ける。

(2) 教習指導員及び技能検定員の大型・中型・準中型・大型特殊・大型二輪・普通二輪・牽引免許

令和2年6月実施分は、同年4月16日（木）から同月30日（木）まで、同年9月実施分は、同年8月13日（木）から同月27日（木）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、令和2年4月30日及び同年8月27日の消印のあるものまで受け付ける。

6 後期受付期間

(1) 教習指導員及び技能検定員の普通自動車免許・二種免許（大型・中型・普通）

令和2年9月1日（火）から同月15日（火）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、令和2年9月15日の消印のあるものまで受け付ける。

(2) 教習指導員及び技能検定員の大型・中型・準中型・大型特殊・大型二輪・普通二輪・牽引免許

令和2年10月1日（木）から同月15日（木）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送の場合は、令和2年10月15日の消印のあるものまで受け付ける。

7 申請書類の交付

審査申請書及び資格審査票の用紙は、鹿児島県警察本部交通部免許試験課で交付する。

なお、同用紙を郵便により請求する場合は、封筒の表に「資格審査票請求」と書き、宛先及び郵便番号を明記し、120円分の切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

8 問合せ先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課
始良市東餅田3937番地（郵便番号 899-5421）
電話番号 0995-65-2295